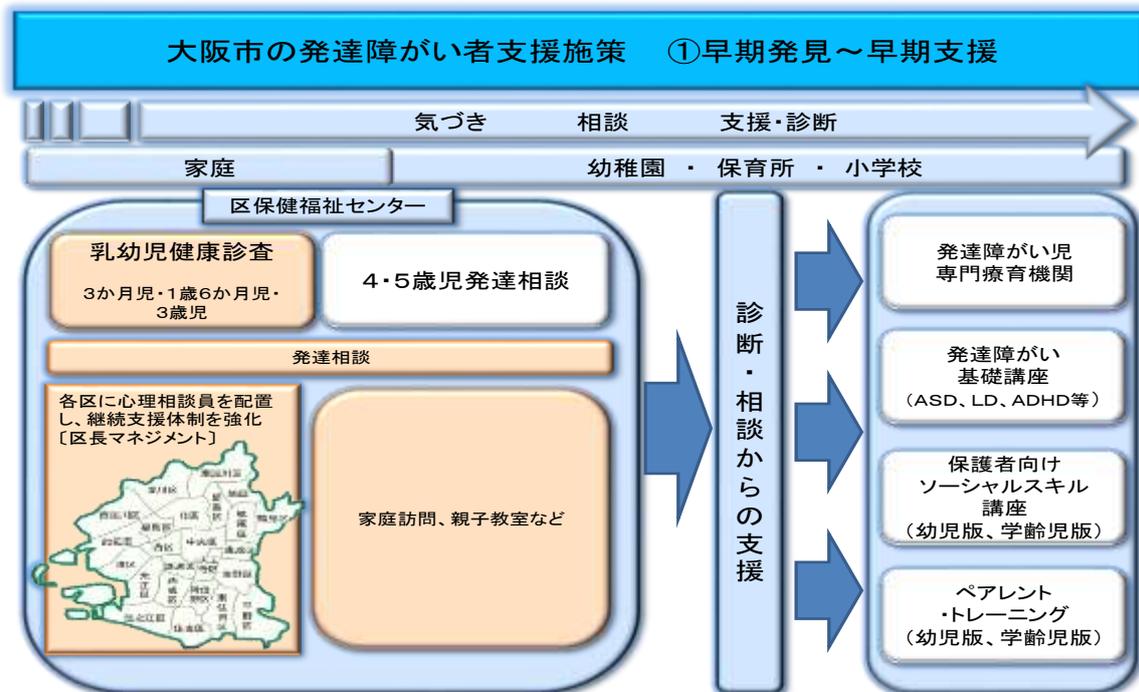


第2章 具体的な取組について

1 早期発見から早期発達支援へ



① 乳幼児健康診査等の充実

各区保健福祉センターで実施する1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、発達相談（フォローアップ健康診査）、4・5歳児発達相談等の乳幼児健康診査事業等を通じて、発達障がいの可能性のある児童を早期に発見し、継続的な支援を行うとともに、診断や専門的支援につながります。

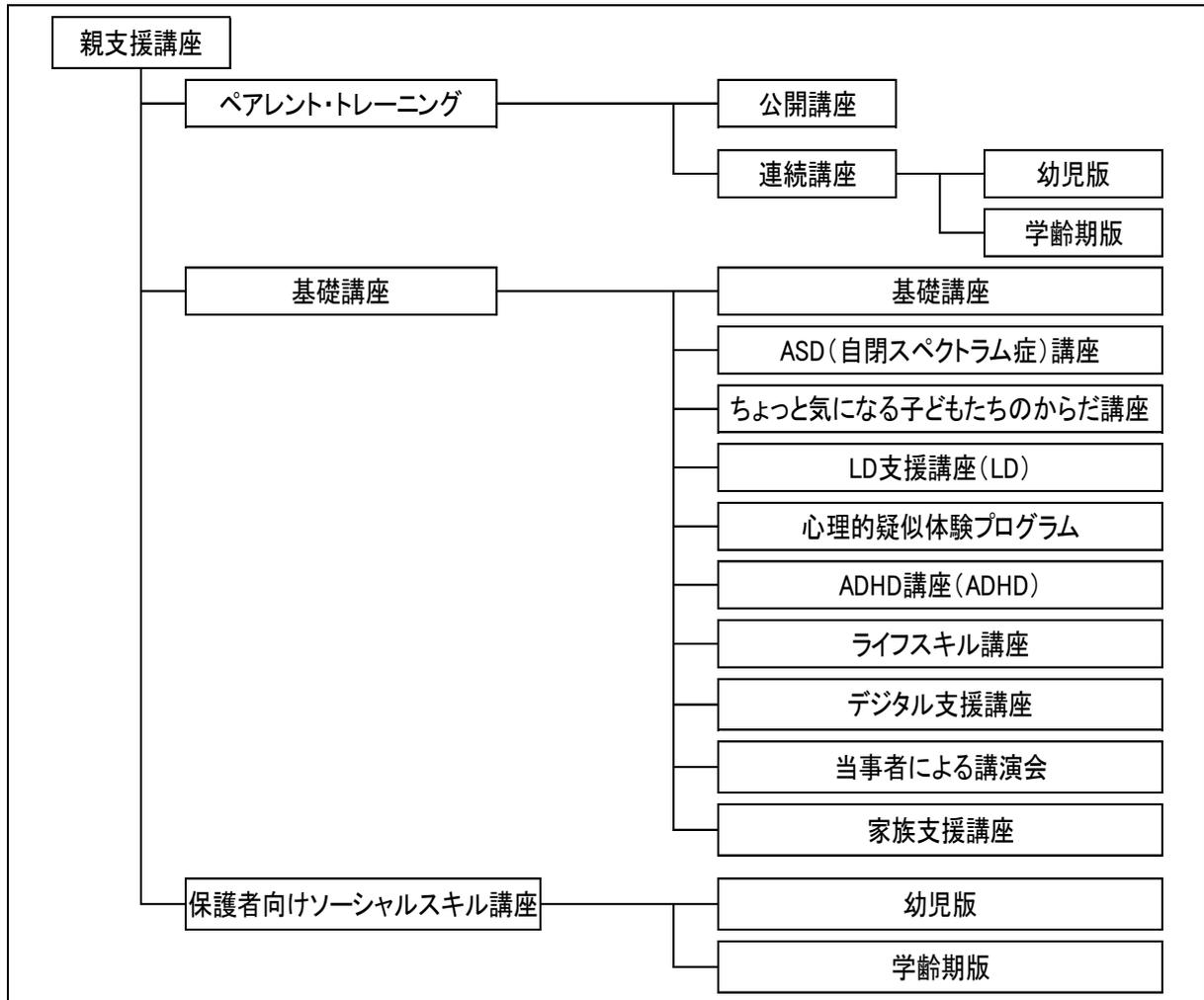
健診従事者への研修の実施	
概要	保健師、心理相談員等の健診従事者が、発達障がいの特性や療育等の支援について理解し、早期発見・早期支援が効果的に実施されるよう研修を実施します。
担当	こども青少年局子育て支援部管理課母子保健グループ
乳幼児発達相談体制の強化	
概要	各区保健福祉センターに心理相談員を配置し、乳幼児の発達相談体制を強化するとともに、継続的な支援を充実させます。
担当	各区保健福祉センター（担当は区によって異なります。）
4・5歳児発達相談	
概要	保育所、幼稚園、家庭等の日常生活で、発達障がいの疑いのある3歳児健康診査受診以降小学校就学までの幼児を対象に、医師・心理相談員・保健師による診察、心理相談、個別指導を実施します。
担当	各区保健福祉センター地域保健活動業務担当

② 発達支援の充実

発達障がいのある児童が早期にその特性に応じた適切な発達支援を受けることができるよう、児童への療育や保護者への研修等を実施します。

発達障がい児専門療育	
概要	<p>広汎性発達障がい（自閉スペクトラム症障がい、自閉症及びアスペルガー症候群を含む。）の診断を受けた3歳（年少児）～小学3年生までの児童を対象に、児童への個別的・専門的な療育と保護者への研修を行い、親子通園により保護者が療育に参加しながら、児童の特性を理解し、療育場面で身につけたことを日常生活の場に広げ育児を行うことができるよう支援します。</p> <p>期間：1年間（専門療育20回、保護者研修10回）</p> <p>定員：280名（6か所）</p>
担当	市立心身障がい者リハビリテーションセンター発達障がい者支援室
発達障がい基礎講座（親支援講座）	
概要	<p>発達障がいのある児童の保護者を対象に、障がいの特性や支援方法についての講座を実施します。</p> <p>自閉スペクトラム症講座（ASD）、ちょっと気になる子どもたちのからだ講座、学習支援講座（LD）、心理的疑似体験プログラム、ADHD講座 等</p>
担当	市立心身障がい者リハビリテーションセンター発達障がい者支援室
保護者向けソーシャルスキル講座（親支援講座）	
概要	<p>発達障がいのある児童の保護者を対象に、対人関係を円滑にすすめるための具体的行動を身につけるため、年齢や特性に応じた家庭での取り組み方についての講座を実施します。</p> <p>幼児版、学齢期版</p>
担当	市立心身障がい者リハビリテーションセンター発達障がい者支援室
ペアレント・トレーニング（親支援講座）	
概要	<p>発達障がいのある児童の保護者を対象に、適切な子育ての方法を学び身につけるプログラムを実施します。</p> <p>公開講座、連続講座（幼児版、学齢期版）、フォローアップ講座、実践報告</p> <p>※一部の区保健福祉センターでも実施中</p>
担当	市立心身障がい者リハビリテーションセンター発達障がい者支援室
啓発DVDの配信	
概要	<p>広汎性発達障がいの特徴、療育機関・家庭等での支援例をまとめた「大阪市発達障がい児療育支援事業啓発DVD 広汎性発達障がいのこどもたちの理解と支援 ～就学前編～」を作成、ダイジェスト版をYouTubeにて配信しています。配信内容は「エルムおおさか」ホームページからも試聴が可能です。</p> <p>https://www.elmosaka.org/dvds.html</p>
担当	市立心身障がい者リハビリテーションセンター発達障がい者支援室

地域サポート体制の強化



【用語説明】

※「ペアレント・トレーニング」

保護者が、自分のこどもの行動を観察して発達障がいの特性を理解したり、適切な対応をするための知識や方法を学ぶこと。

※「ソーシャルスキル・トレーニング (SST)」

状況に応じてどのように行動したらよいかを、日常生活場面とは別の場所で練習すること。

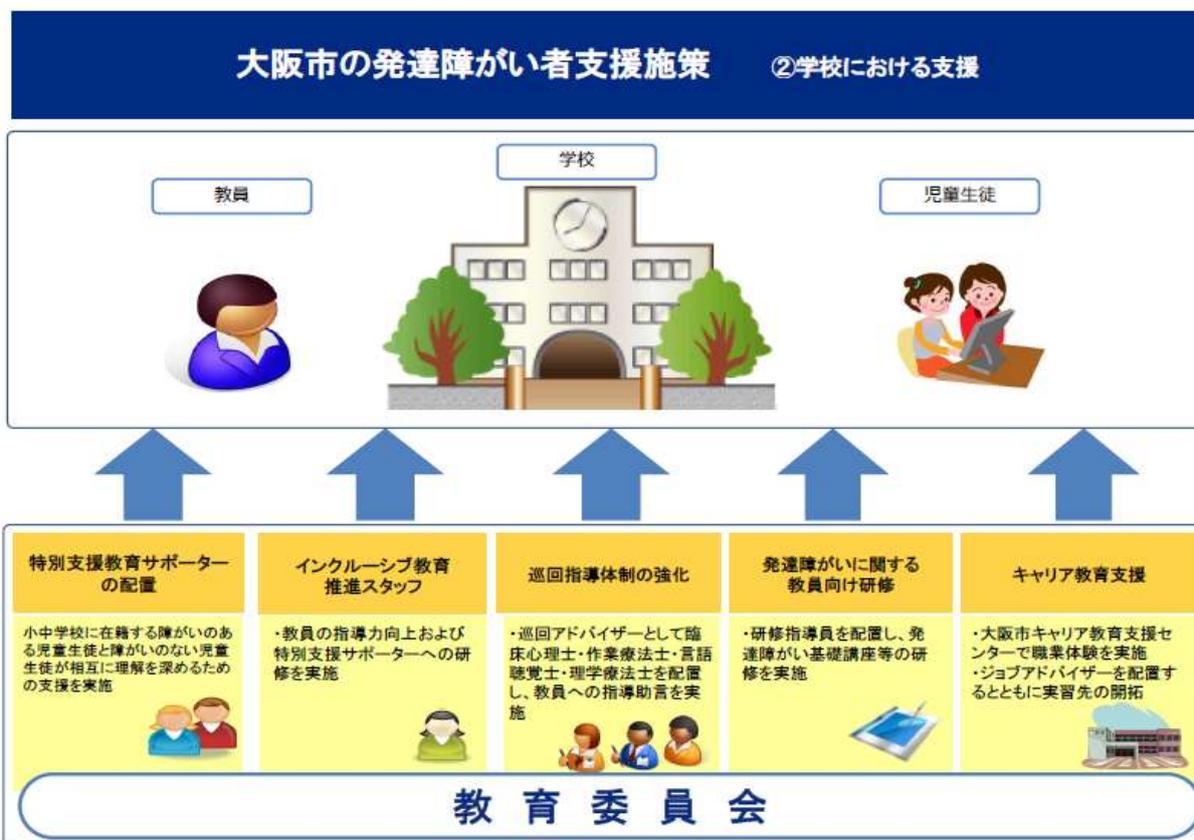
③ 教育・保育の充実（幼稚園・保育所・認定こども園等）

幼稚園・保育所・認定こども園等において、発達障がいのある児童が早期にその特性に応じた適切な発達支援を受けることができるよう、幼稚園教諭・保育士等の研修、幼稚園・保育所・認定こども園等の支援、支援手法の普及等を実施します。

幼稚園教諭・保育士等に対する研修の実施	
概要	幼稚園・保育所・認定こども園等の幼稚園教諭・保育士等が、発達障がい等の特性や支援について理解し、発達障がいの気づきや教育・保育場面における支援が早期に適切に実施されるよう研修を実施します。
担当	こども青少年局保育・幼児教育センター 教育委員会事務局指導部インクルーシブ教育推進担当
発達障がい児等特別支援教育相談事業	
概要	市内在住または市内の幼稚園・認定こども園等に通う発達障がい等のある児童とその保護者、関係機関等（幼稚園等）を対象に、日常生活でのさまざまな相談（コミュニケーションや行動面で気になること、困っていること）に対し、専門知識を有する臨床心理士による訪問相談を実施します。
担当	こども青少年局保育・幼児教育センター
民間保育園等発達障がい児等相談事業	
概要	大阪市内の民間保育園等に在園する児童の発達や保育に関する不安や心配に対して、発達障がいの専門知識を有する臨床心理士による相談（電話相談及び訪問相談）を実施します。
担当	こども青少年局保育・幼児教育センター
特別支援保育巡回指導講師派遣事業	
概要	巡回指導講師を保育施設等に派遣し、発達障がいを含む障がいのある児童への個別の支援や、関係機関への連携等、各施設のニーズに合わせた指導・助言を行います。
担当	こども青少年局保育施策部保育所運営課
保育所等における発達支援プログラムの活用	
概要	発達障がいのある児童の特性の理解と効果的な支援方法についてまとめた発達支援プログラム冊子「できた！わかった！たのしいよ！」パート1・パート2を保育所等に配付するとともに冊子を活用し、保育士等を対象にした研修を実施します。
担当	こども青少年局保育施策部保育所運営課

※その他各区でも発達障がいに関する様々な事業を実施しています。

2 学齢期の支援の充実



① 特別支援教育の充実

学校において、発達障がいのある児童生徒が早期にその特性に応じた適切な支援を受けることができるよう、ユニバーサルデザインを取り入れた基礎的環境整備を行い、特別支援教育の充実を図ることにより、地域で共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築を進めます。

また、医療・福祉など関係機関との連携に努め、学校園の支援、児童生徒への支援、教員の研修を進めます。

巡回指導体制の強化	
概要	発達障がい等に関する具体的な指導・支援の方法、関係機関や保護者との連携等について、担当指導主事及び巡回アドバイザー（臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士）が学校園を訪問し、指導・助言を実施します。
担当	教育委員会事務局指導部インクルーシブ教育推進担当
特別支援教育サポーターの配置	
概要	小中学校に在籍する発達障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が相互に理解を深め、互いのよさを認め合うための支援など、通常学級および特別支援学級に在籍する個別支援の必要な児童生徒の学習補助や生活補助等を実施するための特別支援教育サポーターを配置します。
担当	教育委員会事務局指導部インクルーシブ教育推進担当

発達障がいに関する教員向け研修	
概要	インクルーシブ教育推進室に研修指導員を配置し、発達障がいに関する研修を実施します。 学校園のニーズに応じて、発達障がいに関する基礎・基本的な内容について「出前研修」を行う「基礎講座」等の実施を通して、発達障がいの理解を深めるとともに適切に指導・支援できる人材の育成を図ります。
担当	教育委員会事務局指導部インクルーシブ教育推進担当
啓発資料の活用	
概要	インクルーシブ教育推進室にライブラリーを開設し、関係する書籍、DVDを貸出し、各校園での校内研修会や日常の指導等に活用できるようにしています。
担当	教育委員会事務局指導部インクルーシブ教育推進担当

〔用語説明〕

※「ユニバーサルデザイン」

年齢や性別、国籍、障がいの有無などの条件によって対象を限定することなく、すべての人にとって使いやすく、理解しやすいデザインのこと。

※「特別支援教育」

幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために行う教育的な指導及び支援のこと。

※「インクルーシブ教育」

障がいの有無にかかわらず、すべてのこどもが共に学ぶ教育のこと。

② 発達支援の充実【再掲】

発達障がいのある児童が早期にその特性に応じた適切な発達支援を受けることができるよう、児童生徒への療育や保護者への研修等を実施します。

(事業については、「1 早期発見から早期発達支援へ ②」、「5 地域の相談支援の充実 発達障がい者支援センター（エルムおおさか）による地域サポート体制の強化」をご参照ください。)

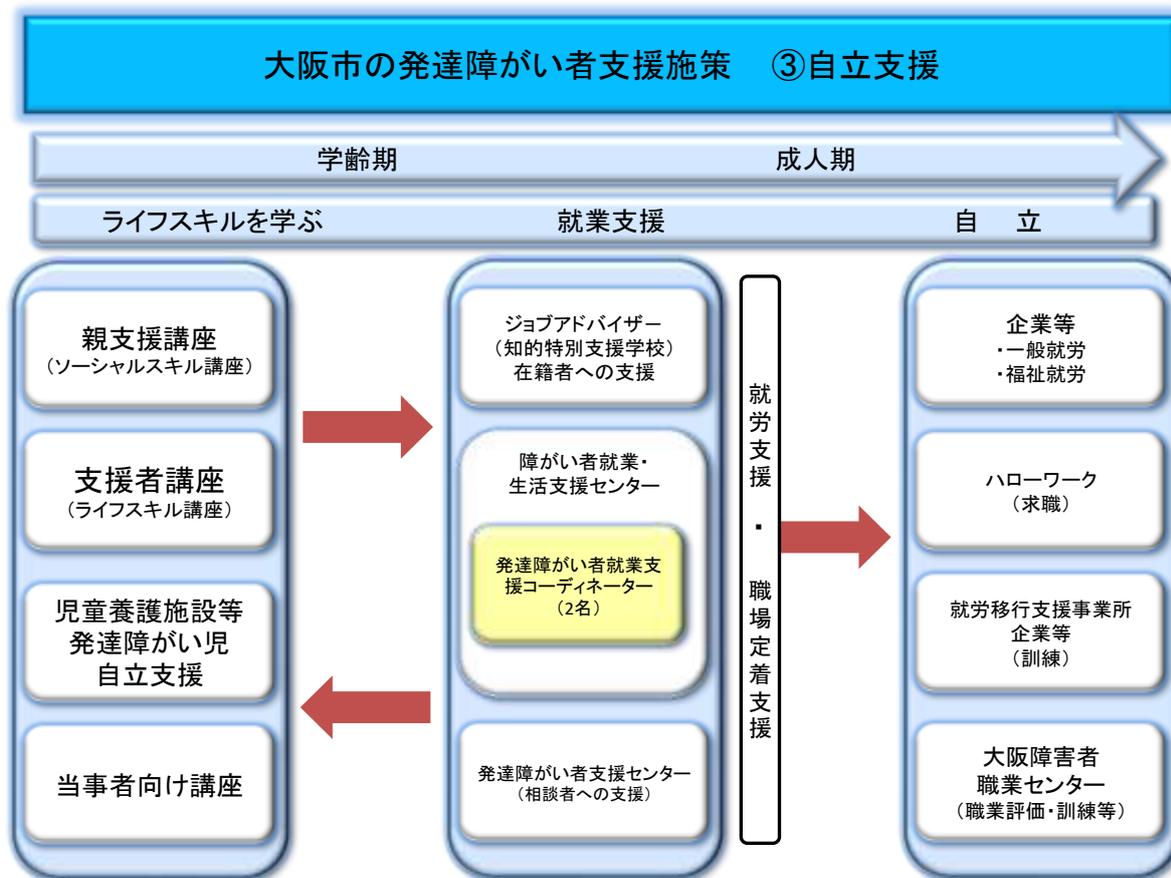
③ 自立支援の充実

発達障がいのある児童生徒が成人期に自立した生活を送ることができるよう、自立をするために必要なスキルの獲得の支援や就労の支援を実施します。

児童養護施設等での発達障がい児自立支援事業	
概要	児童養護施設等に在籍する児童を対象に、発達障がい児自立支援専門員（臨床心理士等）が、児童が自立するために必要なソーシャルスキル等を獲得するための専門的支援を実施します。
担当	こども青少年局子育て支援部こども家庭課
キャリア教育支援	
概要	大阪市キャリア教育支援センター（難波支援学校内）にジョブアドバイザーを3名配置し、発達障がい等のある生徒の就労を支援するため、現場実習先の開拓や巡回指導、相談、講話等を実施します。 大阪市キャリア教育支援センターでは、市立中学校特別支援学級在籍生徒や市立の高等学校自立支援コース、旧大阪市立特別支援学校中学部・高等部に在籍する生徒へのキャリア教育・職業体験実習（おしぼり加工、印刷製本、紙器加工、清掃、ピッキング作業、事務補助作業、洗濯）を実施しています。
担当	教育委員会事務局指導部インクルーシブ教育推進担当

※その他各区でも発達障がいに関する様々な事業を実施しています。

3 成人期の支援の充実



① 自立支援の充実

発達障がいのある成人が、自立した生活を送ることができるよう、自立するために必要なスキルの獲得の支援を実施します。

発達障がい者支援センター（エルムおおさか）による発達支援

概要	発達障がいのある人を対象に、自己理解や感情のコントロールなど、ライフスキルを高めるための発達支援を行います。
担当	市立心身障がい者リハビリテーションセンター発達障がい者支援室

【用語説明】

※「ライフスキル」とは

日常の様々な問題や課題に対し、建設的かつ効果的に対処する能力のこと。

② 就労支援の充実

発達障がいのある成人が自立した生活を送ることができるよう、就労に向けた相談、情報提供や助言、関係機関・事業所とのコーディネート等を通じて就労支援を実施します。

発達障がい者支援センター（エルムおおさか）による就労支援	
概要	就労を希望する発達障がいがある人を対象に、関係機関と連携しながら、就労に向けての情報提供や助言、就職に関する実習・相談を実施します。
担当	市立心身障がい者リハビリテーションセンター発達障がい者支援室
発達障がい者就業支援コーディネーターの配置	
概要	発達障がい者就業支援コーディネーター（2名）を障がい者就業・生活支援センターに配置し、関係機関との結び付きにより、チームで就業等を支える体制を構築します。
担当	福祉局障がい者施策部障がい福祉課
発達障がい者就労支援の充実	
概要	発達障がい者等に対し、十分な就労支援等を行うため、地域障がい者就業・生活支援センターの就労支援員の体制を強化しています。
担当	福祉局障がい者施策部障がい福祉課

4 家族に対する支援の充実

発達障がいのある人の家族が、発達障がいについて理解し適切な支援を行うことができるよう、研修等を実施するとともに、先輩保護者がその経験を生かし相談や助言を行う活動を実施します。

ペアレント・トレーニング等の親支援講座の実施	
概要	（「1 早期発見から早期発達支援へ」②をご参照ください。）
ペアレント・メンター（ピア・カウンセリング）事業の実施	
概要	発達障がいのある児童の保護者を対象に、先輩保護者がその経験を生かし相談や助言を実施するとともに、地域の保護者同士の仲間づくりを支援します。
担当	区保健福祉センター子育て支援室（福島区、港区、淀川区、阿倍野区） 市立心身障がい者リハビリテーションセンター発達障がい者支援室

【用語説明】

※「ペアレント・メンター」とは

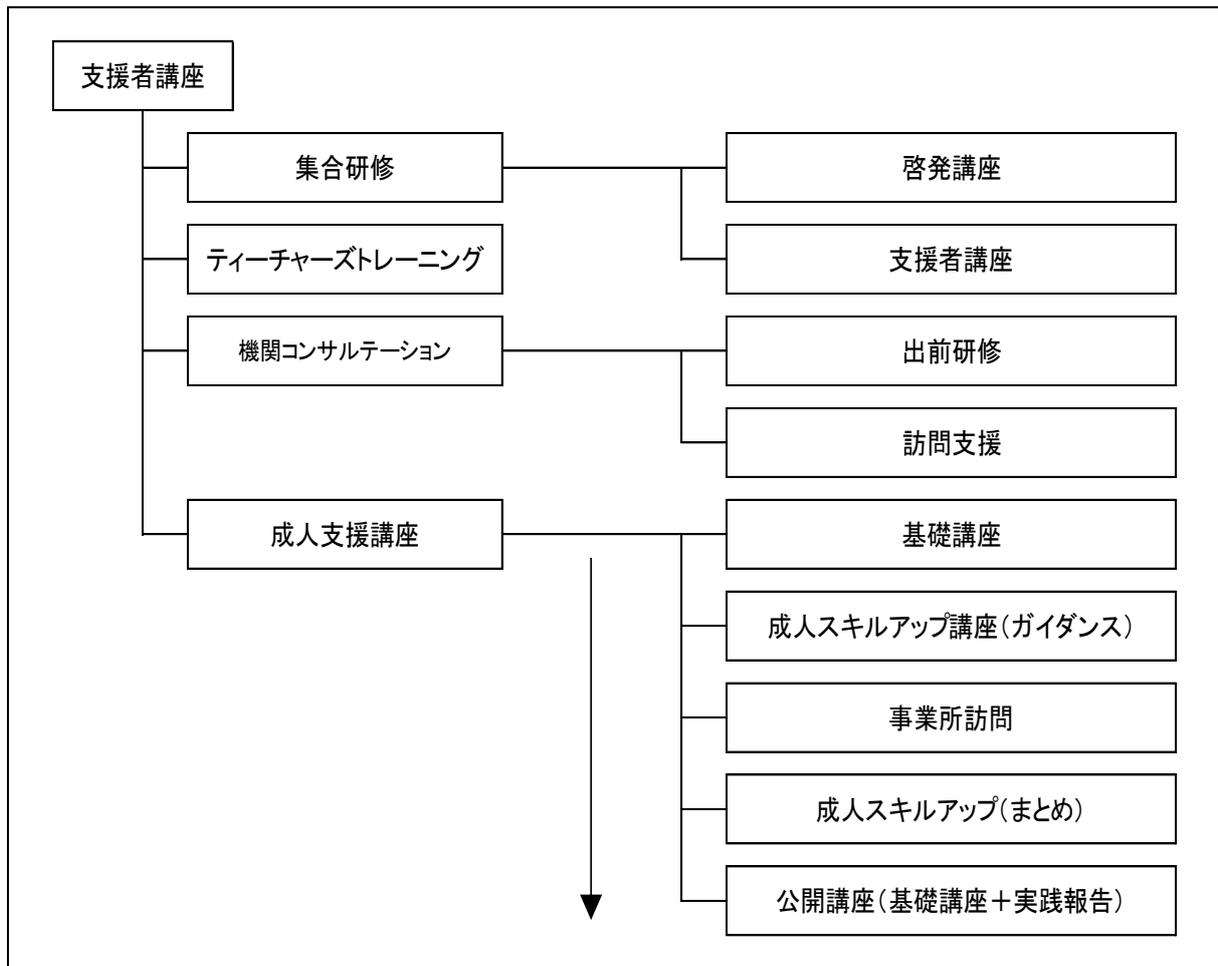
発達障がいのあるこどもの子育てで経験のある保護者であって、その経験を活かし、こどもが発達障がいの診断を受けて間もない保護者などに対して相談や助言を行う人のこと。

5 地域の相談支援の充実

発達障がいのある人が、本人の意思ができる限り尊重され、地域で安心して自分らしく自立した生活を送ることができるよう、発達障がい者支援センター（エルムおおさか）における相談支援体制を充実するとともに、地域の関係機関・事業所が発達障がいを正しく理解し適切な支援を行うことができるよう、啓発・研修・機関支援を実施します。

発達障がい者支援センター（エルムおおさか）による相談支援等	
概要	発達障がいのある人やそのご家族からの相談を受け、情報提供や助言を行うとともに、関係機関と連携し支援を行います。
担当	市立心身障がい者リハビリテーションセンター発達障がい者支援室
発達障がい者支援センター（エルムおおさか）による地域サポート体制の強化	
概要	発達障がい者支援センター（エルムおおさか）に地域サポートコーチを配置し、地域の関係機関等への啓発・研修・支援、ペアレント・トレーニング等の親支援講座を実施します。
担当	市立心身障がい者リハビリテーションセンター発達障がい者支援室
発達障がい者支援マップ	
概要	発達障がいのある人やそのご家族が、年齢や相談内容に応じた相談機関を探せるようまとめたホームページを公開しています。
担当	市立心身障がい者リハビリテーションセンター発達障がい者支援室

地域サポート体制の強化



6 支援の引継ぎのための取組

発達障がいのある人が、支援者（機関）が代わっても、適切な支援を受け、安心して生活を送ることができるよう、その特性や支援についての情報を引き継ぐ取組を実施します。

発達ノート	
概要	発達障がいのある人が周囲から適切な理解や支援を受けられるよう、ご本人やご家族が特性や支援経過を記載し、相談機関に行くときや初めて接するときに提示するノートを配付します。
担当	市立心身障がい者リハビリテーションセンター発達障がい者支援室
情報共有ツール（サポートブック）	
概要	発達障がいのある人が、小学校への進学などライフステージが変わっても、これまで受けてきた支援の内容や本人の特徴を新しい相談機関や初めての方へスムーズに情報共有ができるようになることを目指して作成しています。各種の情報共有ツールは「エルムおおさか」のホームページからダウンロードできます。
担当	市立心身障がい者リハビリテーションセンター発達障がい者支援室
サポートブック作成支援	
概要	発達障がいのある就学前の幼児を対象に、サポートブックの作成に必要な助言や作成支援を行います。
担当	中央こども相談センター教育相談グループ

7 市民への啓発

発達障がいのある人が、地域で安心して生活することができるように、発達障がいに対する正しい理解と支援について、普及啓発活動を実施します。

「世界自閉症啓発デー」・「発達障がい啓発週間」普及啓発活動	
概要	市民に発達障がいに対する正しい理解を深めていただくため、「世界自閉症啓発デー」（4月2日）、「発達障がい啓発週間」（4月2日～8日）を中心に、大阪府・関係団体・民間企業と連携し、広報、大阪城天守閣・通天閣・天保山大観覧車のブルーライトアップなど、普及啓発活動等を実施します。
担当	市立心身障がい者リハビリテーションセンター発達障がい者支援室
発達障がい者支援センター（エルムおおさか）による地域サポート体制の強化	
概要	（「5 地域の相談支援の充実」の同項をご参照ください。）